

大和高田市立病院警備業務委託契約書（付・仕様書）（案）

大和高田市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、大和高田市立病院の警備業務について、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、次の施設の警備業務を乙に委託する。

（1） 施設名称：大和高田市立病院

（2） 所在地：大和高田市礪野北町1番地1外（住居表示：礪野北町1番1号）

2 乙は、委託された業務を善良なる管理者の注意をもって実施しなければならない。

（業務内容）

第2条 前条の施設の警備業務の内容は、本契約書附属の仕様書のとおりとする。

（履行期間）

第3条 本契約の履行期間は、令和7年6月1日から令和9年5月31日までとする。

（契約金額）

第4条 本契約に基づく契約金額は、金_____円（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は、別途）とする。

2 前項の契約金額の各年度及び1か月当たりの金額は、次のとおりとする。

（1） 令和7年度（10か月分）_____円（消費税等別途）

[月額_____円]（消費税等別途）

（2） 令和8年度（12か月分）_____円（消費税等別途）

[月額_____円]（消費税等別途）

（3） 令和9年度（2か月分）_____円（消費税等別途）

[月額_____円]（消費税等別途）

（請求及び支払）

第5条 乙は、毎月、甲により業務完了の検了を受けた後、前条第2項各号に定める月額の高額を甲の指定する方法により請求するものとする。

2 甲は、前項の請求を受け、適法と認めたときは、請求書を受理した日から30日以内に乙に支払うものとする。

（消費税及び地方消費税）

第6条 消費税等は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出する。

2 消費税等の算出に際して、1円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てる。

（契約内容の変更等）

第7条 一般経済情勢の変動により人件費等に増減を生じても業務内容及び契約金額の変更はしない。ただし、予期することができない情勢の激変等により契約金額が著しく不適當であると認められる場合は、甲乙協議し業務内容及び契約金額を変更することができる。

2 甲の注文により乙が仕様書に定めた業務以外の業務を行った場合、乙は、第5条に準じ、別途請求するものとする。

(経費の負担及び提供)

第8条 乙は、警備業務を実施する上で次に掲げる経費を負担する。

- (1) 警備業務に必要な機械器具類に要する経費
- (2) 警備従事者の制服に要する経費
- (3) その他警備業務に附帯する経費

2 甲は、次に掲げる経費を負担し、及び施設の一部を提供する。

- (1) 警備業務に必要な附帯品及び光熱水費
- (2) 警備業務に必要な用品の保管場所

3 前2項の経費のほか、警備業務の実施の上で必要とする経費は、甲乙協議の上、仕様書に定めるものとする。

(作業従事者の配置等)

第9条 乙は、警備業務に支障のないよう適格な警備従事者を配置するものとする。

2 乙は、警備従事者の配置替え等を行うときは、業務処理能力の低下その他支障の生じることのないよう配慮して行うものとする。

3 甲は、警備従事者のうち不適格者があると認めるときは、その旨を乙に通知して警備従事者の交代を申し出ることができる。乙は、実状を調査の上、甲の申出が正当と認めたときは、速やかに警備従事者の交代を行うものとする。

(現場責任者)

第10条 乙は、次に掲げる事項について、乙の代理をし、作業従事者を直接指揮監督する現場責任者を選任することができる。現場責任者を選任した場合は、甲に届け出るものとする。

- (1) 警備従事者の指導監督及び業務処理
- (2) 甲との業務連絡及び調整
- (3) 甲からの仕様書に基づく注文事項の受任及び仕様書外の特別発注事項の承諾
- (4) その他本契約を履行するために必要な事項

2 甲は、警備業務上の指示等を乙又は選任した現場責任者に対して行うものとする。

(規律維持)

第11条 乙は、警備従事者の教育指導に万全を期し、風紀、衛生及び作業規律の維持に責任を負うものとする。

2 警備業務従事中、乙は、警備従事者に乙が定める制服を着用させるものとする。

(法令上の責任)

第12条 乙は、警備従事者の雇用者及び使用者として、労働関係法令による全ての責任を負う

ものとする。

(守秘義務)

第13条 甲及び乙は、本業務遂行にあたって知り得た相互の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(損害賠償の責任)

第14条 乙は、本業務履行中に乙又は警備従事者の責に帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えた場合、乙は、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の損害賠償額については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(契約の解除)

第15条 甲又は乙が止むを得ない理由により契約期間中に本契約を解除しようとする場合は、3か月前に書面によりその旨を相手方に通知し、協議するものとする。

2 甲又は乙に解除に相当する契約違反があり、業務の履行に重大な支障が生じる場合は、前項の規定にかかわらず、直ちに通知し契約を解除することができる。

(甲の解除権)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 正当な理由がなく本契約に定める義務を履行せず、又は履行する見込みがないことが明らかになったとき。

(2) 本契約の締結又は履行につき不正の行為があったとき。

(3) 正当な理由がなく、本契約の履行のため甲が行う監督及び検査等に対し、妨害及び指示に従わない等の協力義務に反する行為をしたとき。

(4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人又は支店若しくは営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人又は支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員（大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に参加していると認められるとき。

ウ 役員等がその属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団員であることを知りながらその者を雇用又は使用しているとき。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認めら

れるとき。

キ 下請契約、購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

ク 下請契約等に当たり、アからカまでのいずれかに該当する者と知らずにその相手方としていたことが認められる場合において、甲から当該契約の解除を求められて、これに従わなかったとき。

ケ 契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

（５） 前各号に定めるもののほか、この契約条項に違反したとき。

（違約金）

第１７条 前条の規定により本契約を解除した場合、甲は、乙に対し、契約金額の１００分の１０に相当する額を違約金として徴収するものとする。この場合における契約金額とは、契約を解除した日の属する年度の契約額とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第１８条 乙は、本契約により生じる権利義務を第三者に譲渡してはならない。

２ 乙は、業務の処理を他人に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、甲の承認を受けなければならない。

（談合等による解除）

第１９条 甲は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができるものとする。

（１） 公正取引委員会が乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第４９条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあつては、同法第６２条第１項に規定する課徴金納付命令）が確定したとき。

（２） 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６の規定に違反し、同条の規定による刑が確定したとき。

（３） 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法第１９８条の規定による刑が確定したとき。

２ 甲は、前項の規定による契約解除をした場合において、乙に損害が生じてもその責めを負わない。

（賠償金）

第２０条 前条第１項各号のいずれかに該当するときは、乙は、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として契約金額の１００分の２０に相当する額を支払わなければならない。また、当該契約を履行した後も、同様とする。

（管轄裁判所）

第21条 この契約に関する訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義の解決)

第22条 この契約に定める事項その他について疑義が生じたときは、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）、大和高田市会計規則（平成11年規則第59号）及び甲が定めるその他の規程に従うものとし、その他は必要に応じて甲乙協議の上、定めるものとする。

上記の契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 奈良県大和高田市大字大中98番地4
大和高田市
大和高田市長 堀内大造

乙